

変更届を提出しなければならない事項及び添付書類（その1）

令和3年8月1日現在

《事前届出》

事項	薬局	店舗販売業
名称	○○	○○
薬剤師不在時間の有無	○	
相談時及び緊急時の連絡先	○	○
特定販売実施の有無	有の場合、以下の該当する事項について届出（参考様式使用可）	
	①特定販売を行う医薬品の区分 ②広告に使用する名称 ③特定販売に使用する通信手段 ④特定販売を行う時間及び特定販売のみを行う時間 ⑤主たるホームページアドレス ⑥特定販売のみを行う時間がある場合は、監督に必要な設備等の概要	
健康サポート薬局である旨の表示の有無	有の場合、健康サポート薬局基準に適合するものであることを明らかにする書類 （平成28年2月12日付薬生発第0212第5号 参照）	

○：添付書類なし

◎：許可証の書換えが必要です。（任意） 薬局・店舗販売業：2,500円。許可証をお持ちください。

変更届を提出しなければならない事項及び添付書類（その2）

令和3年8月1日現在

〈事後届出〉※変更後30日以内

事項	薬局	店舗販売業
開設者の氏名	◎ 法人：登記事項証明書 個人：戸籍謄（抄）本	◎ 法人：登記事項証明書 個人：戸籍謄（抄）本
開設者の住所	法人：登記事項証明書 個人：○	法人：登記事項証明書 個人：○
管理者	薬剤師免許証※、雇用証書	薬剤師免許証又は販売従事登録証☆※、雇用証書
管理者の氏名	戸籍謄（抄）本※	戸籍謄（抄）本※
管理者の住所	○	○
管理者の週当たり勤務時間数	○	○
勤務者の就職	薬剤師免許証又は販売従事登録証☆※、雇用証書	薬剤師免許証又は販売従事登録証☆※、雇用証書
勤務者の退職	○	○
勤務者の氏名	戸籍謄（抄）本※	戸籍謄（抄）本※
勤務者の週当たり勤務時間数	○	○
責任役員（法人）	登記事項証明書	登記事項証明書
構造設備	平面図	平面図
通常の営業日・営業時間	○	○
兼業の種類	○ 管理者が兼務しない場合：営業管理者の資格を証明する書類※、雇用証書	○ 管理者が兼務しない場合：営業管理者の資格を証明する書類※、雇用証書
放射線医薬品の種類	○	○
販売又は授与する医薬品の区分	○	○

○：添付書類なし

◎：許可証の書換えが必要です。（任意） 薬局・店舗販売業：2,500円。許可証をお持ちください。

☆：登録販売者の変更では、実務従事証明書、業務従事証明書等の提出が必要な場合があります。

※薬剤師免許証、販売従事登録証、営業管理者の資格を証明する書類、戸籍謄（抄）本は確認後返却します。

変更届を提出しなければならない事項及び添付書類（その3）

令和3年8月1日現在

事項	高度管理医療機器等販売業・貸与業	管理医療機器販売業・貸与業
名称	〇〇	〇
開設者の氏名	◎ 法人：登記事項証明書 個人：戸籍謄（抄）本※	法人：〇 個人：戸籍謄（抄）本※
開設者の住所	法人：登記事項証明書 個人：〇	〇
管理者	管理者の資格を証明する書類※、雇用証書	管理者の資格を証明する書類■※
管理者の氏名	戸籍謄（抄）本※	戸籍謄（抄）本■※
管理者の住所	〇	〇■
責任役員（法人）	登記事項証明書	〇
構造設備	平面図	平面図
販売業又は貸与業の種類	〇〇	〇
取り扱う（高度）管理医療機器の種類	〇 ただし、取り扱う高度管理医療機器の区分が増えると管理者変更の手続きが必要になる場合があります。	〇 ただし、取り扱う高度管理医療機器の区分が増えると管理者変更の手続きが必要になる場合があります。

〇：添付書類なし

◎：許可証の書換えが必要です。（任意） 高度管理医療機器等販売業・貸与業：2,400円 許可証をお持ちください。

■：家庭用管理医療機器のみを取り扱う施設は該当しません

※戸籍謄（抄）本、資格証明書、管理者の資格を証明する書類は確認後返却します。

変更届を提出しなければならない事項及び添付書類（その4）

令和3年8月1日現在

事項	麻薬小売業☆	毒物劇物販売業
開設者の氏名	免許証 法人：登記事項証明書	★ 法人：登記事項証明書 個人：戸籍謄（抄）本※
開設者の住所	免許証 法人：登記事項証明書	★ 法人：登記事項証明書 個人：○
名称	免許証	○★
毒物劇物取扱責任者		毒物劇物取扱責任者変更届（別記第9号様式） 資格証明書※、雇用証書、診断書、宣誓書 （毒物劇物を直接取り扱わない施設は該当しません。）
構造設備		平面図

☆：麻薬小売業は免許証記載事項変更届の提出

○：添付書類なし

★：登録票の書換えが必要です。（任意） 毒物劇物販売業：2,800円 登録票をお持ちください。

※戸籍謄（抄）本、資格証明書は確認後返却します。